御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．事業の概要

（１） 事業名

御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託（以下「本業務」という。）

（２） 事業の目的

御所市立各小学校及び御所市立各中学校に外国人英語指導助手を起用し、生きた英語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成とコミュニケーション能力の素地の養成を図る。

（３） 業務内容

別紙「御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託仕様書」のとおり

（４） 契約期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日

（５） 実施形式

公募型プロポーザル方式

（６） 募集方法

公募及び市ホームページ上で募集要項等を公表

（７） その他

本業務のプロポーザル審査については「御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託に係る選定評価基準要領」により審査等を実施し、最優秀提案者となったものと契約する。

２．提案上限額

小学校分　　１３，８０５，０００円

中学校分　　１３，８０５，０００円

総計　　２７，６１０，０００円

（令和９年度、令和 10 年度、令和 11 年度の３か年度分）

（消費税及び地方消費税を含む）

なお、消費税は 10％で算定。

※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

※上に示している小学校・中学校分のそれぞれの額を上限額とし、それを超える提案額の場合は失格とする。

３．スケジュール

日　程	項　目
令和８年１１月３０日（月）から	公募（公告　１１月３０日）市ＨＰ掲載
	提案書作成要領等の配布、受付の開始
令和８年１２月７日（月）	質問書提出期限
令和８年１２月１１日（金）	質問の回答
令和８年１２月１６日（水）	参加表明書提出期限
令和８年１２月２５日（金）	企画提案書提出期限
令和９年１月１３日（水）予定	選考実施（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和９年１月１５日（金）予定	選考結果通知

４．手続き等

（１）　担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

御所市教育委員会事務局学校教育課

TEL：0745‐62‐3001　FAX：0745‐62‐5425

住所：〒639-2298　奈良県御所市１番地の３

電子メール：gakoukyouiku@city.gose.nara.jp

（２）　業務委託仕様書・様式の配布

令和８年１１月３０日（月）午後０時から、御所市ホームページから入手するものとする。

（３）　参加表明書・誓約書の提出

①　提出期限　　令和８年１２月１６日（水）午後５時まで

ただし、受付は午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までとし、休日を除く。

②　提出先　　４．（１）の担当部署

③　提出物及び提出方法

様式第１号「参加表明書」及び様式第２号「誓約書」各１部を持参又は郵送で提出。

（※郵送の場合は提出期限必着。）

（４）　企画提案書等の提出

①　提出期限　　令和８年１２月２５日（金）午後５時まで

ただし、受付は午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までとし、休日を除く。

②　提出先　　４．（１）の担当部署

③　提出物及び提出部数　　正本については、押印して提出すること。

様式第５号「企画提案書表（正・副）」を表紙にした企画提

案書（任意様式）：６部
※正本１部、副本５部及びUSBメモリ等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）
企画提案書には以下の内容を含め作成・添付すること。
１．労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の許可証の写し
２．ＡＬＴ派遣業の過去３年間の実績（御社の概要含む）
３．学習カリキュラムの提案等
４．ＡＬＴ採用の基準及び方法、研修体制、労務管理及び緊急時対応体制等
見積書：様式第７号を使用し、正本１部、副本５部を提出すること。

④ 提出方法　持参又は郵送で提出。（※郵送の場合は提出期限必着。）

（５） 書類審査　提出された企画提案書、プレゼンテーション及び見積書等について審査を行う。１社の場合でも実施する。

（６） 質問の受付

① 提出方法　質問については、その旨を記載した「仕様書に関する質問書」（様式第６号、任意様式可）を電子メール（word形式に限る）により送信し、「御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。

② 受付期間　令和８年１２月７日（月）午後５時まで。
ただし、受信の確認は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までとする。

③ 提出先　４.（１）の担当部署

④ 提出物及び提出部数　様式第６号：１部

⑤ 回答　令和８年１２月１１日（金）正午までに各参加事業者に電子メールで回答。

５．参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の全ての要件を満たすものとし、条件を満たさない場合は、選定の対象外とします。

（１） 本業務と同種あるいは類似する業務において十分な実績（目安として過去３年程度）を有していること。

（２） 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３） 当該年度の御所市入札参加資格者名簿の業種が「⑧-5 人材派遣・外国語講師」に登録し、且つ、労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の許可証を有している者であること、もしくは、特定労働者派遣事業の届出をしている者。

（４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
（５） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
（６） 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置及び入札参加資格留保の期間中でないこと。
（７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同法同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第 １ 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
（８） その他本業務と同種の過去の業務委託において、法令違反等がないこと。

６．プレゼンテーション及びヒアリング
（１） 開催日　令和９年１月１３日（水）予定※日時及び会場の詳細は後日連絡を行う。
（２） 発表時間は２０分以内とし、その後、１０分程度の委員によるヒアリングを行う。
（３） 出席者は３名以内とする。
（４） プレゼンテーション内容等
① 提出書類の企画内容についての説明
（パソコン等を利用しプレゼンテーションを行う場合、パソコン等はご準備ください。プロジェクターについては、こちらで準備いたしますが、パソコンとプロジェクターの接続については、責任を負えません。）
② 提出書類等に関する質疑応答

７．審査及び結果通知
（１）審査
① 本業務における審査は、御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
② 審査内容については、提案内容及び経費等から総合的に審査を行い、最も高い評価を得た事業者を受託者として選定する。
③ 最高得点が同点の場合、見積から判断し、安価なものを選定する。
④ 最優秀提案者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉をする場合がある。
⑤ その他
（ア）審査結果に関し、特定されなかった理由以外の問合せ及び質問には一切回答し

ない。

（イ）審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

（２）評価基準

「御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託に係る選定評価基準要領」のとおり

（３）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当するときは、提案は無効となる。

① 提案に参加する資格のないものが提案したとき。

② 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。

③ 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

④ 提案者が他の者の提案の代理をしたとき。

⑤ 見積書金額、住所、氏名、印影もしくは重要な文字の逸脱、識別しがたい見積、金額を訂正された見積をしたとき。

⑥ 提案者が予め指示した事項に違反及び求められる義務を履行しなかったとき。

⑦ 選定委員会の選定委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し、援助を求めてきたとき。

⑧ 本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その後において参加資格を満たさないこととなったとき、もしくは、提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。

⑨ その他、要領及び市の定めに違反する行為があったとき。

８．契約の締結

上記の「６」により選定された者と契約交渉を行う。最優秀提案者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合や契約交渉が不調のときは、上記「６」により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

９．参加の辞退について

参加申込後であっても辞退することができる。その場合、令和８年１２月２５日（金）午後５時までに様式第４号「辞退届」を４．（１）担当部署まで提出すること。なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

１０．　その他

（１） 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することがある。

（２） プロポーザルに係る経費は、提案事業者の負担とする。

（３） 提出された企画提案書等は返却しない。
（４） 提出期限を過ぎての参加表明書及び企画提案書の提出、資料の追加並びに差し替えは認めない。
（５） プロポーザル審査で委託契約候補者に選定された提案者には、改めて本業務の打合せ、それによる見積書の提出を依頼する。
（６） 審査結果に関し、特定されなかった理由以外の問合せ及び質問には一切回答しない。また、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
（７） その詳細については、「仕様書」等によるものとし、その他記載のない事項については、４．（１）担当部署と協議の上、決定する。